さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既存堤防が破堤したことなどから、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、相馬市長を会長とする相馬地方市町村会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　福島県南相馬市役所

○関東地方整備局告示第三百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野市大字東和田字居村南沖八五二番七から同市大字東和田字居村南沖八五四番五まで	前	一六・〇〇～九五・八〇	〇・〇八六キロメートル
	後	一六・〇〇～八六・五〇	〇・〇八六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十一号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川利根川について、昭和四十一年十二月二十八日付けで告示された建設省告示第四千二百二十五号を次のように改める。

平成二十八年十月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

関係図面のうち、第五号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局利根川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

○北陸地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市勝木字中川原二〇五番一から同市勝木字ヤツマ八九一番一まで	前	一七・二五～二八・七五	〇・二四六キロメートル
	後	一八・二五～二八・七五	〇・二四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	村上市勝木字中川原二〇〇番三から同市勝木字大坪八八一番一まで	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十月三十一日

○北陸地方整備局告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

一　道路の種類及び路線名　一般国道七号

二　占用を制限する区域　村上市勝木字中川原二〇五番一から同市勝木字ヤツマ八九一番一まで　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所　図面縦覧場所

三　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月一日

○北陸地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長岡市町田町字寺田五〇七番四から同市高畑町字上表四八八番三まで	前	六四・二九～六四・二九	一二一・二一メートル
	後	〇・一八八～〇・一八八	一二一・九三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所